



EC Session Break Policy- ホリデー規定

【全校共通】

・ホリデーは、取得希望週の2週間前までに、学校で申し出て下さい(渡航前に決定する必要はありません)。

・ホリデー申請時に出席率が80%に満たない場合には、ホリデー申請が認められません。また申請後、実際のホリデー開始時期に出席率が80%未満になった場合には、申請済みのホリデーはキャンセルされます。キャンセルに伴う損失(航空券キャンセル等)は、全て学生負担となります。

・ホリデー取得によって受講できなくなる期間のコースについては、コースの代替受講(コース期間の延長)によって消化・補填されます。また延長として消化・補填できるのはコースのみで、滞在先についてはホリデー規定の適用はありません。

・各国ビザの規定に基づき、ECの規定通りのホリデーが取得できなくなる場合があります。またホリデー取得を前提としたビザの申請は、学生本人の責任において行って下さい。

・試験対策コース及びグローバル人材育成プログラム受講中のホリデー取得は認められません。

・ホリデー後のクラスは、ホリデー前のクラスとは異なる場合があります。

・ECのクリスマスホリデーの週数は、個人取得のホリデー週数には加算されません。

【カナダ・イギリス・南アフリカ】

ホリデー取得可能週数

1-11週間コース受講生:ホリデー取得は認められません。

12-23週間コース受講生:最長2週間までのホリデー取得が可能です。取得は1週間ずつ2回に分けて取得しても、2週間をまとめて取得しても、どちらでも構いません。

24週間以上コース受講生:最長4週間までのホリデー取得が可能です。取得は1-3週間に分けて取得しても、4週間をまとめて取得しても、どちらでも構いません。

・病気や怪我等の止むを得ない事情で長期休暇、休養が必要になった場合には、学校長による許可を経て最長6ヶ月までの休学期間を置くことが可能です。詳細については申請時に個別に案内があります。

【マルタ】

ホリデー取得可能週数

1-7週間コース受講生:ホリデー取得は認められません。

8-23週間コース受講生:最長2週間までのホリデー取得が可能です。取得は1週間ずつ2回に分けて取得しても、2週間をまとめて取得しても、どちらでも構いません。

24週間以上コース受講生:最長4週間までのホリデー取得が可能です。取得は1-3週間に分けて取得しても、4週間をまとめて取得しても、どちらでも構いません。

・学生ビザ(滞在許可)を申請、取得する学生の場合、全コース期間終了後にホリデー期間を設定することはできません。滞在期間の最後の2週間以上は、必ずコースを受講してください。

・病気や怪我等の止むを得ない事情で長期休暇、休養が必要になった場合には、学校長による許可を経て最長6ヶ月までの休学期間を置くことが可能です。詳細については申請時に個別に案内があります。

【アメリカ校】

ホリデー取得可能週数(*1)

1-11週間コース受講生:ホリデー取得は認められません。

F-1ビザ取得者(*2)

コースを12週間以上受講した後、2週間以下のホリデーを取得することができます。

・2週間以下のホリデー取得後、4週間以上のコース期間が残っていなければなりません。

・ホリデー期間にアメリカを出国、ホリデー終了後にアメリカに再入国する場合には、ECのビザオフィサーに利用予定の航空券を提示、I-20書類に署名を受けた上で出国して下さい。

・24週間以上の受講生で、病気や怪我等の止むを得ない事情により長期休暇、休養が必要な場合、ビザ担当者による許可を経て最長5ヶ月までの休学が可能です。

(*1,2)オンキャンパス校では下記別途週数が適用となります

- 1-15週間コース受講生:ホリデー取得は認められません。
- コースを16週間以上受講した後、2週間以下のホリデーを取得することができます。

グレースピリオド

・グレースピリオドは80%以上の出席率がある場合にのみ該当となります。

・ECのコースを申し込み週数通りに終了した場合、帰国までの間に最長60日のグレースピリオドを置くことができます。

・ECのコースを途中キャンセルして帰国する場合には、コース終了日から15日以内にアメリカを出国するようにしてください。

・ECのコースを終了、アメリカの大学に進学をする場合、大学の入学日まで最長60日のグレースピリオドを置くことが出来ます。

・ECのコースを途中キャンセル、またはECのコースを終了してEC以外の語学学校に転校する場合には、ECでのコース終了後、転校先の最短入学可能日にコースを開始してください。